

事務連絡
平成18年5月29日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 担当者 様
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

障害者自立支援法における工賃控除額に関する取扱いについて

障害者自立支援法の施行については、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新たな利用者負担の仕組みにおける施設入所者の個別減免における工賃控除額の上限については、平成18年3月28日付け事務連絡において、控除対象額が実質的に支援費制度において行われていた工賃控除額の水準（28.8万円）と同程度になるよう引き上げることについて、今後関係方面との調整を行うこととした旨をお知らせしたところです。

これを踏まえ、今般、就労支援関係事業について、利用者の働くことへのインセンティブを高めることにより、工賃額のより一層の底上げを図るという観点から、下記のとおり工賃控除額の見直しを行うことといたしましたので、ご了知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 施設入所者

工賃が年間28.8万円まで利用者の手元に残るよう、施設入所者の個別減免の収入認定における工賃控除の上限額を引き上げること。

2 通所施設利用者

通所施設利用者について、社会福祉法人等減免対象者の収入基準額の認定において、工賃収入に関して年間28.8万円の控除を新たに創設すること。

3 本改正の施行時期及び事務の事務処理の詳細について

本取扱いは、就労支援の強化を目指す新サービス体系が施行される平成18年10月に併せ原則実施することとし、本改正に伴う負担上限月額の見直しに伴う事務処理の詳細については、別途通知するものとするが、極力新たな事務作業が生じないように、負担上限月額の見直しに当たっては、平成18年6月までに支給決定がなされる対象者については、当該支給決定の時点に際して用いた認定額（平成16年度の収入に基づく認定額）をもとに負担上限月額の見直しを行うなど様々な配慮措置を講ずる予定であること。

事 務 連 絡

平成18年6月1日

各 都道府県 障害保健福祉担当課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

工賃控除見直しに関するQ&Aについて

障害者自立支援法の施行については、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、工賃控除の見直しについては、平成18年5月29日付当課事務連絡でお知らせしているところですが、これについて、別添のとおりQ&Aを作成いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

工賃控除見直しに関するQ & A

Q. 既に4月実施している市町村あるいは実施しようとしている市町村の取扱いについては、どうするのか。

A. 既に10月施行の内容と同様の取扱いを行っている市町村及びこれから実施しようとしている市町村については、その取扱いを尊重する。

今回の見直しの趣旨は、個別減免の際の収入認定については、4月の制度実施（工賃控除額3,000円）以降も、事実上、従前の工賃控除の取扱いを踏襲するなど、市町村によって種々の取扱いが見られることから、その取扱いの統一を図るもの。

仮にこれまでの収入認定を変更してもらうこととした場合には、利用者にとって不利益変更になることから、既に10月施行の内容と同様の取扱いとなっている場合には、10月までの間も、従前どおりの収入認定を行うこととして差し支えない。